



廃棄物・リサイクル対策

廃棄物・リサイクル対策課

1 循環型社会の形成

3Rの推進

環境への負荷ができる限り低減された持続可能な「循環型社会」を形成し、九州地域の恵み豊かな環境を維持するため、生産・消費・廃棄の各段階における廃棄物の発生抑制(リデュース:Reduce)、再使用(リユース:Reuse)、再生利用(リサイクル:Recycle)の「3R」の取組を推進することが重要です。

このため、地方公共団体や事業者の協力により、マイバッグやもったいないふろしきを利用してレジ袋を削減するといった身近でできる取組を紹介する普及啓発イベント「3R推進九州ブロック大会」を毎年開催しています。このような取組を通じてごみの減量化・リサイクルの推進に関する関係者の理解の増進に取り組んでいます。

循環型社会の基盤整備

廃棄物の3Rを総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより循環型社会の形成を図ることを目的として、「循環型社会形成推進交付金」が平成17年度から創設されています。

九州地方環境事務所は、この循環型社会形成交付金制度における地域計画の作成に当たって、市町村・県・国による協議会において構想段階から協働しています。



マイバッグ



3R推進イベント

2 廃棄物の適正処理の推進

不法投棄の撲滅

将来世代に美しい環境を継承するため、負の遺産となる不法投棄の撲滅を目指します。「不法投棄撲滅アクションプラン」に基づいて、廃棄物処理法に基づく緊急時の立入検査等の権限を適時適切に行わせるため、関係機関と連携し、日常的な情報交換、環境省不法投棄ホットラインへの対応など不法投棄防止のための監視・調査活動を実施しています。



不法投棄現地調査



不法投棄撲滅ロゴマーク

適正処理の推進

廃棄物の減量化を推進するための広域認定制度や再生利用認定の受付、適切なリサイクルの流れを形成するための各種リサイクル法に基づく立入検査や報告徴収を行っています。また、廃棄物やリサイクル資源の適正な輸出入を推進するため、廃棄物処理法やバーゼル法に基づく規制対象物の該非判断を行う相談業務や不適正な輸出入事案が起こった際に税関等との協力による立入検査などを行っています。これらを通じて九州地域における廃棄物等の適正処理を推進しています。



輸出入に係る立入検査